

議案第2号

松伏町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、松伏町地域公共交通活性化協議会設置要綱第14条の規定に基づき、松伏町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関する事。
- （2）協議会の資料作成に関する事。
- （3）協議会の庶務に関する事。
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に、事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、松伏町企画財政課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、松伏町企画財政課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- （1）事務局の運営に関する事。
- （2）物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関する事。
- （3）物品及び現金の出納に関する事。
- （4）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、松伏町において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、寸法、形状、書体、個数、用途及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、松伏町において定められている公印の取扱いの例による。

（委任）

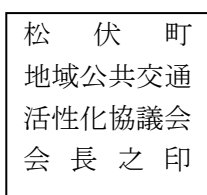
第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年3月 日から施行する。

議案第2号

別表（第6条関係）

| 名称 | 寸法 | 形状 | 書体 | 個数 | 用途 | 管理者 |
|---------------------------------|-----------------|---|------|----|----------------------|------|
| 松伏町 地域公共交通 活性化協議会 会長之印 | 21×21 ミリメートル |  松伏町 地域公共交通 活性化協議会 会長之印 | てん書体 | 1 | 会長名を もって発 する文書 | 事務局長 |

議案第2号

松伏町地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、松伏町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、松伏町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに松伏町長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

（予算区分）

第4条 歳入予算の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2を変更することができる。

（予算の流用及び予備費の充当）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、松伏町の例によるものとし、流用・充当命令書（様式第1号）により行うものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、当該会計年度の末日までに協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納その他会計事務は、事務局が行うこととし、事務局員のうちから事務局長が指名するもの（以下「出納員」という。）にこれを行わせる。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（収入及び支出の手続）

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、松伏町の例により行うものとし、収入の手続きは、調定書（様式第2号）により行い、支出の手続きは、支出負担行為書兼支出命令書（様式第3号）により行うものとする。

2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

（1）予算整理簿

議案第2号

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊
(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第6条第1項の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに松伏町長に送付しなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年3月 日から施行し、令和5年12月13日から適用する。

(会計年度の特例措置)

2 協議会の設立初年度の会計年度は、第2条の規定にかかわらず、令和5年12月13日から令和6年3月31日までとする。

議案第2号

別表第1（第4条関係）
歳入予算の区分

| 款 | 項 | 目 |
|-------|-------|-------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 |
| 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 |
| 4 諸収入 | 1 雑入 | 1 雑入 |

別表第2（第4条関係）
歳出予算の区分

| 款 | 項 | 目 |
|-------|-------|-------|
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 |
| | 2 事務費 | 1 事務費 |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 |

議案第2号

様式第1号（第5条関係）

流用・充当命令書

年度

起案日 _____ 年 月 日

決裁日 _____ 年 月 日

| | | | | |
|----|------------------|-------------|-------------|-------------|
| 会長 | 事務局長 (企画財政課長) | 事務局 (主幹) | 事務局 (担当) | 出納員 (起案) |
| 専決 | | | | |

| 流用・充当する科目 (減) | 流用・充当を受ける科目 (増) |
|-----------------|-----------------|
| 款 : | 款 : |
| 項 : | 項 : |
| 目 : | 目 : |
| 【流用・充当額】 | 【流用・充当額】 |
| 円 | 円 |
| 予算現額 | 予算現額 |
| 円 | 円 |
| 負担行為済額 | 負担行為済額 |
| 円 | 円 |
| 予算残額 | 予算残額 |
| 円 | 円 |
| 流用・充当後予算現額 | 流用・充当後予算現額 |
| 円 | 円 |
| 流用・充当後予算残額 | 流用・充当後予算残額 |
| 円 | 円 |

<流用・充当理由>

議案第2号

様式第2号（第7条関係）

調定書

____年度

起案日 _____年 ____月 ____日

決裁日 _____年 ____月 ____日

| 会長 | 事務局長 (企画財政課長) | 事務局 (主幹) | 事務局 (担当) | 出納員 (起案) |
|----|------------------|-------------|-------------|-------------|
| 専決 | | | | |

| |
|-----|
| 納入者 |
| 住所 |
| 氏名 |

| |
|-------|
| (内 容) |
|-------|

| 款 | 項 | 目 |
|---|---|---|
| | | |

| 予算現額 | 調定額 | 合計金額 |
|------|-----|------|
| 円 | 円 | 円 |

議案第2号

様式第3号（第7条関係）

支出負担行為書 兼 支出命令書

年度

起案日 _____ 年 月 日

決裁日 _____ 年 月 日

| | | | | |
|----|------------------|-------------|-------------|-------------|
| 会長 | 事務局長 (企画財政課長) | 事務局 (主幹) | 事務局 (担当) | 出納員 (起案) |
| 専決 | | | | |

支払先

住所

氏名

| 款 | 項 | 目 |
|---|---|---|
| | | |

(内 容)

| | | |
|----|-----|--------|
| 金額 | 控除額 | 控除後差引額 |
| 円 | 円 | 円 |

| | | |
|------|----------|------|
| 予算現額 | 支出負担行為済額 | 予算残額 |
| 円 | 円 | 円 |

窓口払 口座振込 納付書払い 払込伝票

【金融機関名】

【支店名】

【口座番号】（普通 ・ 当座）

【フリガナ】

【口座名義】

議案第2号

松伏町地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、松伏町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）の第18条の規定に基づき、松伏町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 協議会の会議に出席した委員の報酬の額は、別表1のとおりとする。
ただし、要綱第9条の規定により会議が書面開催となった場合、決議に参加した委員に限り、これを支給するものとする。

2 委員の代理の者が出席した場合、前項の報酬は代理の者に支給するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、国、県、町、その他申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。

（費用弁償）

第3条 委員が協議会の会議に出席するため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給するものとする。

2 前項の規定により支給する旅費の額は1日につき別表2のとおりとする。
ただし、特別の事情があると認められる場合の旅費の額及び支給方法については、会長が別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、国、県、町、その他申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年3月 日 から施行する。

議案第2号

別表 1

| 区分 | 報酬の額 |
|-------------|---------|
| 学識経験を有する者 | 7, 400円 |
| 学識経験を有する者以外 | 6, 400円 |

別表 2

| 区分 | 旅費の額 |
|-------------|---------|
| 町外に住所を有する委員 | 1, 500円 |
| 町内に住所を有する委員 | 500円 |

議案第2号

松伏町地域公共交通活性化協議会傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、松伏町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、松伏町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の傍聴）

第2条 公開する会議の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻までに、協議会傍聴者受付票に自己の氏名等を記入しなければならない。

（傍聴者の定員）

第3条 会議を傍聴することができる者（以下「傍聴者」という。）の定員は、10人とし、会場に傍聴席を設けるものとする。ただし、会長は、会場の規模等や感染症等の状況を考慮して、傍聴者の定員を変更することができる。

（資料の提供）

第4条 会長は、必要に応じて傍聴者に会議の資料を提供するものとする。

2 傍聴者は、前項の規定により提供された資料のうちあらかじめ返却を要するものとして提供されたものについて、会議の終了後、速やかに返却しなければならない。

（入場の制限）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入場することができない。

- （1）会議を妨害し、又は他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）前2号に掲げる者のほか、会議の秩序を乱し、又は会議の進行の妨害となるおそれがある者

（傍聴者の遵守事項）

第6条 傍聴者は、会場内においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）会長及び事務局の指示に従うこと。
- （2）協議会の委員その他協議会の関係者に対する発言、拍手その他の行為により自己の意見を表明しないこと。
- （3）私語、飲食等他人の迷惑になる行為をしないこと。
- （4）みだりに席を離れ、又は会場内を立ち歩かないこと。
- （5）写真又は動画の撮影、録音等を行わないこと。
- （6）携帯電話、パソコン等の電子機器類について電源を切り、又は音を発しない設定とすること。
- （7）前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（違反に対する措置）

第7条 会長及び事務局は、傍聴者が前条の規定に違反する場合は、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

議案第2号

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年3月 日から施行する。